

# 第31期東京都青少年問題協議会

## 第1回総会

平成29年2月21日（火）

○稲葉青少年対策担当部長 皆様こんにちは。

定刻となりましたので、ただいまから第31期「東京都青少年問題協議会」第1回総会を開催いたします。

私は、本協議会の事務局を担当いたします、東京都青少年・治安対策本部青少年対策担当部長の稲葉でございます。よろしくお願いいたします。

皆様方には、大変お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただき、また、総会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

現在、ご出席いただいている委員の方は27名で、東京都青少年問題協議会条例第7条に定める総会の開会に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

なお、本協議会は全て公開でございます。

それでは、本協議会の会長並びに本日出席の委員の皆様方をご紹介申し上げます。

資料1の名簿順にお名前を読み上げさせていただきますので、着席のままご一礼をお願いいたします。

初めに、本協議会の会長であります小池百合子東京都知事でございます。

○小池知事 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 事務局右手側より和泉ひろし委員でございます。

伊藤こういち委員でございます。

○伊藤委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 小山くにひこ委員でございます。

曾根はじめ委員でございます。

○曾根委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 浅田真弓委員でございます。

○浅田委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 井利由利委員でございます。

○井利委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 岡田貴子委員でございます。

○岡田委員 よろしく申し上げます。

○稲葉青少年対策担当部長 木村光江委員でございます。

- 木村委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 河野久忠委員でございます。
- 河野委員 よろしくお願ひします。
- 稲葉青少年対策担当部長 古賀正義委員でございます。
- 古賀委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 坂元章委員でございます。
- 坂元委員 よろしくお願ひします。
- 稲葉青少年対策担当部長 坪井節子委員でございます。
- 坪井委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 村上高信委員でございます。
- 村上委員 よろしくお願ひします。
- 稲葉青少年対策担当部長 吉田奨委員でございます。
- 吉田（奨）委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 吉田善博委員でございます。
- 吉田（善）委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 渡辺真由子委員でございます。
- 渡辺委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 藤村静男委員でございます。
- 藤村委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 柿崎伸二委員でございます。
- 柿崎委員 よろしくお願ひします。
- 稲葉青少年対策担当部長 幸島聡委員でございます。
- 幸島委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 佐藤千裕委員でございます。
- 佐藤委員 よろしくお願いいたします。
- 稲葉青少年対策担当部長 なお、東京都の委員、幹事につきましては、名簿をもちまして、紹介にかえさせていただきます。

次に、次第4、本協議会副会長の選任に移ります。副会長につきましては、資料2裏面の東京都青少年問題協議会条例第4条第3項の規定に基づき、委員の互選となっております。

つきましては、どなたか委員の方から、ご推薦をお願いできればと存じますが、いかがでしょうか。

○稲葉青少年対策担当部長 坪井委員、お願いいたします。

○坪井委員 副会長といたしまして、中央大学教授の古賀正義委員を推薦いたします。古賀委員は、子供・若者の育成支援に関する国や都の審議会等の役職を多数お引き受けになった経歴がありまして、青少年問題全般について、深い見識をお持ちの方でありますことから、最も適任であると思います。

○稲葉青少年対策担当部長 ありがとうございます。

ただいま、坪井委員から副会長として古賀委員がご適任とのご発言がございましたが、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○稲葉青少年対策担当部長 ありがとうございます。

皆様のご賛同をいただきましたので、古賀委員に副会長をお願いしたいと存じます。

それでは、改めまして、本協議会の会長であります小池百合子東京都知事よりご挨拶をお願いいたします。

○小池知事 皆様こんにちは。東京都知事の小池百合子でございます。

本日は、東京都青少年問題協議会の会長としてのご挨拶をさせていただきます。

まずもって皆様方には、大変お忙しい中、委員をお引き受けいただきまして、また、本日の総会にご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

この協議会は、昭和28年度に設置されて以来、それぞれの時代の青少年の課題について、各分野の委員のご知見をいただきながら、総合的な対策を審議してきた歴史ある会でございます。

近年は、青少年を取り巻く環境も、時代の急速な変動とともに、目まぐるしく変化をしております。青少年が直面する困難、そして、新たな課題につきまして、今回の協議会におきましては、二つの事項をご審議を願いたいと存じます。

まず一つ目ですけれども、児童ポルノなどの被害が深刻化する中で、青少年の健全育成についてご審議をいただきます。

ご承知のように、スマートフォンの急速な普及、そしてインターネットの利用がますます低年齢化をいたしております。そして、それによるトラブルについての相談が増えているところでございます。

中でも、脅されたり騙されたりして、自分の裸の画像をスマートフォンで撮影させられて、それをメールで送信するように要求されるといったような被害は、最近の大変憂慮すべき特徴のある事案であります。

こうした事態に対処するためにも、悪質な働きかけを条例で規制することなども含めまして、早急な対策をご審議いただきたく存じます。

二つ目でございますけれども、ひきこもり、ニート、非行などによりまして、社会的な自立が困難な若者に対する相談支援における課題でございます。

こうした問題は様々な要素が絡んでおります。本人たちも何とかしなければと思いつつも、なかなか上手くいかないといったような状況かと思えます。そして、ご家族の方々も非常に心配をされておられる。

そこで、東京都では、青少年やそのご家族の方々からの相談への対応を充実させたいと考えております。そこで、皆様には、効果的な相談支援に向けた課題について、ご審議をいただきたい、この二つのお願いでございます。

青少年は、これからの東京・日本の未来を担う、まさしく希望でございます。それゆえ、青少年の健全育成を担いますこの協議会の議論こそ、大変重要と考えているところでございます。

委員の皆様には、ぜひとも忌憚のないご意見を頂きまして、効果的な青少年の施策について、様々な角度からご検討いただきますように、お願いを申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○稲葉青少年対策担当部長 ありがとうございました。

それでは、早速ではございますが、小池知事から青少年問題協議会に対して諮問をいただきます。

恐れ入りますが、小池知事、古賀副会長、ご移動をお願いいたします。

○小池知事 地方青少年問題協議会法第2条の規定に基づき、諮問する。平成29年2月21日東京都知事小池百合子。どうぞよろしくお願いをいたします。

(小池知事から古賀副会長へ諮問文を手交)

○小池知事 よろしくお願いをいたします。

○古賀副会長 ありがとうございます。よろしくお願いをいたします。

○小池知事 皆様、よろしくお願いをいたします。

○稲葉青少年対策担当部長 ありがとうございます。

ただいま、小池知事より古賀副会長に諮問をいただきました。

誠に恐縮でございますが、小池知事は公務の都合により、ここで退席をさせていただきます。ご了承くださいますよう、お願いいたします。

(小池知事退室)

○稲葉青少年対策担当部長 恐れ入ります。古賀副会長は副会長席へご移動をお願いいたします。

(古賀委員、副会長席に移動)

○稲葉青少年対策担当部長 それでは、この後の議事進行については、古賀副会長にお願いしたいと存じますが、改めまして、古賀副会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○古賀副会長 それではまず、ご挨拶だけ先にさせていただきます。

副会長にさせていただきました、古賀でございます。よろしくお願いいたします。

座らせて、少しお話しさせていただきます。今もお話ありましたが、2020年には東京オリンピック・パラリンピックも開かれます。若い人たちの力で社会を築き上げていく時代に入っているかと思えます。そういう中で、今もお話ありましたが、情報化が急激に進む、グローバル化が進むということもございますので、貧困格差の問題など様々あるかと思えます。ここで、いろいろな青少年の問題を自由に議論していくことで、いい施策が行えるのではないかと考えておりますので、ぜひよろしくご協力のほどをお願いしたいと考えております。挨拶といたします。

では、次第の5の諮問事項及び付託事項の説明に入らせていただくところから始めたいと思います。内容については、事務局のほうからご説明願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○重成青少年課長 本協議会の事務局を担当しております、東京都青少年・治安対策本部青少年課長の重成でございます。

資料3をご覧ください。まず、諮問事項についてでございます。

諮問文につきましては、資料3として机上配付させていただいておりますので、読み上げは割愛させていただき、次ページの資料「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」に沿って、諮問内容を説明させていただきます。

なお、この諮問におきましては、青少年とは18歳未満を指します。また、児童ポルノと言う

場合の児童も同様に18歳未満を指します。

まず、「現状」をご覧ください。先ほど、知事からもございましたとおり、スマートフォンの急速な普及とインターネット利用の低年齢化に伴い、これらの利用に起因するトラブルについての青少年からの相談が増加傾向にあります。そのうち、児童ポルノ等の性的画像等に関する相談が急増してございます。右側の「青少年ネットトラブル相談件数「こたエール」」と題しておりますグラフは、当本部が開設しております、ネット上のトラブル相談事業こたエールに寄せられる青少年からの相談の総数と、性的画像等に関するものの数を示してございます。ともに増加傾向を示してございます。

中でも、脅されたり、騙されたりするなどして、青少年が自分の裸等をスマートフォン等で撮影させられた上、メール等で送られる被害、いわゆる自画撮り被害に関する相談が最近の特徴でございます。

(参考) といたしまして、児童ポルノ事犯の現状を載せてございます。児童ポルノ事犯として検挙に至ったものについてご説明いたしますと、検挙件数・被害児童数ともに増加傾向でございます。被害の4割前後が、先ほどご説明申し上げましたような自画撮り被害でございます。

下の二つのグラフがこのことを示してございます。グラフの右側に典型事例を二つ載せてございます。

〔事例1〕は、脅しの事例でございます。女子中学生がチャットで知り合った男性と無料通話アプリでやり取りをし、顔写真を頼まれて送って以降、男性の要求はエスカレートし、顔写真の悪用が仄めかされ、裸の写真を最後には送られたというものでございます。

〔事例2〕は、騙しの事例でございます。女子高生が、ゲームアプリで知り合った女性、これが本当は男性がなりすましたものであったのでございますが、この者に容姿の相談をするうちに言葉巧みに顔や胸が露な写真を送られ、その後、男性と知らされ、連絡が取れなくなったというものでございます。

下欄の「青少年の健全育成上の問題」をご覧ください。

このような被害に遭った青少年は、不登校や将来の夢を諦めることに追い込まれてしまったり、ネットに流出した画像は回収困難で、将来にわたって不安を抱き続けることになったりと、健全育成上深刻な問題を抱えることとなります。

喫緊の社会問題として、早急な環境整備が必要であると考えておりまして、ネット利用の危

険性に関する子供や親への普及啓発の充実や、条例による悪質な働きかけの規制等含め、取り組むべき対策について早急に検討を進め、所要の結論をいただきたいという内容の諮問でございます。

次に、資料4をご覧ください。

付託事項「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」でございます。

次ページの資料「社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」に沿って、内容を説明させていただきます。

まず「現状」をご覧ください。

この点につきましても、先ほど知事からございましたとおり、近年、少子高齢化、情報化、国際化などの進展により、子供・若者を取り巻く環境は大きく変化し、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する子供・若者のもつ背景は、これまで以上に複雑化し、問題が深刻化してございます。

そこで平成27年8月、東京都子供・若者計画を策定し、東京都の子供・若者育成支援施策の一層の推進を図ってきたところでございます。

次に、下欄の「社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における今後の都の取組」をご覧ください。本年4月から、当本部の既存の各種若者相談事業を統合・拡充いたしまして、新たに「東京都若者総合相談センター」を開設いたします。広く若者やその家族等からの、若者の就業・修学等円滑な社会生活に向けた相談について、ワンストップ機能を果たし、適切な支援機関につなぐ役割を担う予定でございます。

来所相談は、夏ごろから開始する予定で、既に設置している「東京都子供・若者支援協議会」の支援ネットワーク活用しながら、区市町村における支援ネットワークとも連携をすることにより、相談対応の充実を図る予定でございます。

このような取組状況も踏まえながら、ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援の課題と対応について、ご審議をいただきたいという内容の付託でございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

ただいま、事務局より諮問事項である「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全



育成について」、また、付託事項として「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」の内容説明がございました。

次の次第6で意見交換を行いたいと思います。こちらに移りたいと思います。

それでは、本日は総会ということで、多くの委員の皆様にご出席いただいております。本来ですと、皆様からご意見を頂戴していくほうがいいのですが、時間の都合もございますので、都民の代表として、都議会議員の委員の先生方から一言賜りたいと存じます。よろしく願いいたします。

まず、最初、和泉委員のほうからいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

○和泉委員 冒頭に自民党の委員が2人、ただいま定例会並びに常任委員会でございますので、まずお詫びを申し上げるところであります。

自由民主党の委員3人を代表して、一言申し上げたいと思うのですが、今、ご説明がありましたように、児童ポルノ等の深刻化する中での青少年の健全育成について、まずお話をさせていただきます。

我が党は、東京を世界で一番の都市にということの実現を目指し、日本の将来を担う子供の育成を支援することや、日常のあらゆる危険、ネット犯罪を含めた身近な犯罪の被害から、都民を守ること等、各種政策を提言しているところであります。児童ポルノ被害というものは、今後の社会を担う子供の今と将来に大きな傷を残すもので、本人にとって非常に深刻な問題であり、かつ、東京都、ひいては日本にとっても非常に大きな問題で、緊急の対策が必要と考えております。ぜひ東京都が先頭になって取り組んでいただきたいと考えております。特に最近では、ネット利用に起因する、自画撮り被害というものが多いたこととありまして、ひと昔前では、子供が自分で自分の裸を撮影して他人に送るなどは考えられなかったこととありますが、しかし、昔の子供と比べて、最近の子供は情けない、軽率だなどと目を背けるのではなく、我々大人がスマートフォンやインターネットを子供たちに普及させている中、正面から向き合わなければならない問題ではないだろうかと考えております。

これは、子供の側と大人の側、双方に対策が必要と考えております。子供の側は、まずもって、性的な画像を撮影すると言ふことの怖さについて、五感が働いておりません。外で遊ばなくなったことにも要因があるとは思いますが、将来をイメージする能力が育っていないのが現状だと思っております。今、しっかり育てなければ、次の世代ではもっと酷いことになるのではないかと危惧されるところであります。その意味で、学校教育が重要で、この実態を教育現

場やPTAにもよく周知をして、知っていただく必要があるものと考えております。

大人の側が社会の隙間を作ってはいけません。また、悪いものはこの社会の隙間で悪いことをするものでありまして、東京都は「こころの東京革命」と題して大人が子供の見本となるよう行動することについて、大人に意識改革を働きかけてまいりましたが、インターネット上は、現実社会よりも規範が乱れているというか、自己中心的になるというか、倫理の意識が緩んでいるのではないかと考えております。子供も参入しているインターネット上で、大人が最低限やってはいけない行為について条例で示してもよいのではないかと考えております。

いずれにせよ、早急に対策を検討する必要があると考えております。また、青少年・治安対策本部だけでなく、学校教育は教育庁、児童ポルノ事犯の取締りは警視庁と、全庁的な対応が必要だと考えるので、各局連携して進めていっていただきたいと考えております。

また、付託事項の「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」は、東京都の将来を担う若者に、一人でも多く活躍してもらうためにも、我々大人が、今、一人一人が何をできるかしっかり考えて、対策を練っていかなければならないものと考えております。

以上です。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

ネット利用の課題についてご指摘いただき、ありがとうございます。

それでは続いて、伊藤委員からお願いしたいと思います。

○伊藤委員 私からまず、諮問事項の児童ポルノ等が深刻化する中で青少年の健全育成について、意見を述べさせていただきたいと思います。

2020年、東京オリンピック・パラリンピックに向けて、東京はICTを活用したサービスの導入や、無料Wi-Fiの充実など、おもてなし都市の基盤整備を進めているところであります。

一方で、インターネット利用に起因するトラブルや、被害を防止する取組も同時に進めていかなければならない、このように思います。

国レベルでは、昨年末、公明党が推進してきたストーカー規制法の改正がなされ、これまでインターネット上の禁止行為がメールの連続送信に限られていたところでありましたけれども、これにSNSのメッセージ等が規制対象になったところでもあります。児童ポルノ等の自画撮り被害についても、最近の子供、青少年へのインターネット利用の普及や低年齢化、機材の高度化、手軽さを踏まえると、きちんと防止策を検討していくことは、子供や保護者のみならず、東京

にとっても、社会全体にとっても、重要なことであると考えます。

資料を事前に見させていただきましたけれども、インターネット利用に起因するトラブルについて、青少年からの相談が増加傾向、うち児童ポルノ等の性的画像等に関する相談は急増とのことであります。看過できないことは、脅されたり、あるいは、騙されたりして、巻き込まれる被害となっていることであります。児童ポルノ被害は、社会全体で根絶しなければならないと考えます。そのためには、子供・青少年自身への教育の充実、そしてまた、保護者、家庭での取組の充実、そしてまた、先ほど来、出ておりましたけれども、法的な規制、罰則を強化する必要があると思います。

また、私も以前、児童福祉施設、児童センターの指導員を務めておりましたけれども、最近の親御さんの中からご相談いただくのが、こうした被害に遭ってしまった子、あるいは事件になりそうな手前の段階で、子供から、中高生ぐらいになると、なかなか親に相談できない。相談すると叱られる。この恐怖のもとで子供は自分で抱え込んでしまう。こうしたときに、本当に潜在化をしてしまうのではないか、こんな相談も受けたこともございます。こうした場合に、より深刻になる前に、よりどころとなる相談窓口も必要ではないか、このように思います。

いずれにしても、実効性ある具体策について、先生方にぜひ、ご協議、検討をいただきまして、都が率先して取り組んで、国を牽引していただきたい、このように思います。

次いで、付託事項の「ひきこもり、ニート、非行等の社会的自立に困難を有する若者に対する相談支援における課題と対応について」でございますけれども、我が党といたしましても、この問題については、従前から大変関心を強く持っているものでございます。私自身も、これまで行政による支援が希薄となっている世代、つまり、高校を卒業してから大人になって、結婚をして、子供が生まれるまでの間、行政による支援が本当に希薄になっている世代であります。そのことを踏まえて、若者への支援について、施策の充実を訴えてきたところでございます。

こうした要請に応え、都は、若者支援の一環として、平成21年度から「東京都若者総合相談・若ナビ」を開設して、まずは電話から、そして電子メールによる相談に加えて、直接会う、カフェにおける対面相談を実施して、若者特有の様々な相談を受けてきたところであり、その実績を高く評価しているものであります。

そのような中で、昨年2月、内閣府が発表した「子ども・若者育成支援推進大綱」では、困難を有する子供、若者について、貧困、不登校、ニート等の問題が相互に影響し合うなど、

様々な問題を複合的に抱え、非常に複雑で多様な状況となっていることが指摘され、社会的自立に困難を有する若者について、早期の自立につなげるために、一層の支援の強化が求められたところでもあります。

そこで都は、29年度から、若ナビを充実・強化することによって、東京都若者総合相談センターを開設することとしたとのことでありますけれども、新たな来所相談の導入により、若者の相談により丁寧に対応できるようになることが期待される場所でもあります。ぜひ、この新たな取組を成功させていただいて、この協議会に相談状況や成果を還元していただきたいと思っております。また、社会的自立に困難を有する若者のみならず、全ての若者の悩みに対する相談支援について、都としての課題をしっかりと検討してまいりたい、このように思います。

加えて、若者の就労支援や、生活困窮者の自立支援、更生保護などにも深く関わるテーマであることから、青少年・治安対策本部だけではなくて、都庁各局が連携をして、検討を進めていっていただきたいをお願いをしまして、意見表明を終わります。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

広く、若者の支援についてご発言いただきました。ありがとうございます。

では、続いて、小山委員、お願いいたします。

○小山委員 小山でございます。よろしくお願いいたします。

東京都が今回、全国初の取組を行われるということが報じられまして、本協議会は大変注目をされていると思っております。この資料の中にもありましたように、児童ポルノの被害の半数が、自画撮り画像によるということもありまして、やはり、子供に自らわいせつ画像を撮らせて、送らせるということは、卑劣以外の何者でもないと思っておりますし、この児童ポルノ根絶に向けて、自画撮り対策をしっかりと行っていくことは、大変意義があると考えております。

しかしながら同時に、この電子データが流出をしますと、最後、取り消そうにも取り消すことができないわけでありまして、子供たちにおかしいなと思う感性、つまり、こういう自画撮りの被害に遭いそうな子供たちが、これはおかしいなと思ったり、あるいは、そういったものを送らないような、そういった行動を取れる、身につけられる能力、力というものをしっかり養っていくということも一つ大きな方向性として大事ではないのだろうかと思っております。

私ども、長年この件については、メディアリテラシーということで、都議会の中でも取り組んでまいりましたが、ぜひ、本協議会の中でも、そういった視点からの取組も行っていただくように求めておきたいと思っております。

そしてもう一点のひきこもりについては、このひきこもり事案は、私ども地域を回っていると、かつては10代、20代の方のひきこもりということが顕著でありましたけれども、今やその方々が高齢化というか、年齢が上がっていきまして、もう30代、40代のひきこもりの方々もいらっしゃるという現状を、我々は現場でよく直面いたしております。そういった方々のことを考えて改めて思うと、やはり、早期での対策、取組というのが極めて大事だと思っておりますし、その早期の取組も今回の一つの課題と思っております。また、その方々を自立支援しようということで、いろいろな取組を行っておりますが、やはり、5年、10年とひきこもった方が、社会的自立を図っていくには、本当にいろいろな様々な段階で困難が伴うということもそれぞれの機関からお話を伺っております。

こういった様々な困難を抱えた方のその裏にある背景を、ぜひとも理解をしていただいて、また、社会全体として、そういったことを排除しない、寛容な社会に向けた総合的な対応というものを、ぜひここにお集まりの皆様による横の連携と申しましょうか、社会全体での取組となるような都民ムーブメントのような形を、ぜひ起こしていただきたいと思っております。

ぜひ、今回の協議会がそれぞれの分野において、都の施策が前進するような取組として、協議会、皆様方の取組を行っていただくように、私のほうからもぜひ、求めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

メディアリテラシー、それからひきこもり問題などにも触れていただきまして、ありがとうございました。

それでは続いて、曾根委員からお願いいたします。

○曾根委員 都議会議員の曾根はじめです。

両方の分野については、かなり共通した課題があるとも思いますが、一応、分けて提案されておりますので、それぞれについて、今、私たちが取り組んでいることや、調べている範囲で申し上げたいと思います。

今日、紹介された児童ポルノ問題での事例というのは、相談があったもののうち、半分近くがこういう例ですよというお話で、それはある意味では入り口なのかなという感じがします。ただ、相談に来ない問題として、この分野は、インターネットやSNSを使った、性的な様々な被害というのは、相談に来ていないところが膨大な量になっているのではないかと。その一

端は、性的な暴力にまで発展していて、その裏社会に引き込まれつつあるという被害者もいるだろうということで、大変深刻な、底が見えない問題だということがまず、認識の前提で必要ではないかと思っています。

そうしてみると、今、事例が挙げたようなものは、まずは、家庭や学校でそれを防止するための対策が必要ですが、このときに、先ほどもお話があったように、被害者を絶対責めてはいけなと。そうすると、どんどんとこもってしまう。自分の責任だとか、何をやっているんだとか、そういうことは一切教育の中ではやってはいけなとし、被害は、被害を与えた者が悪いのだと、この点のメッセージはすごく大事だと思っています。

それから、もっと深刻になった場合は、その青少年の多くは、家庭や学校に居場所がない場合が多いと。そういう子供の対策というのは大変なのですね。家庭や学校だけいろいろとキャンペーンをやっても、なかなかそういう対策にはならない。やはり町中に出てしまっていますので、そういう子供たちの対策、少しでも被害を感じ、身近なところに相談したいと思う場所がある。このことは大事だと思います。そのために、欧米などでも取り組まれていると思うのですけれども、大体20万人人口に1か所ぐらいの相談センターがある。とにかく身近なところに相談しやすい場所があるということと、ある専門家によると、病院を拠点にした相談場所がいいのではないかというようなお話も聞きました。つまり、多くの青少年が心の傷を負っているか、又は負いつつあるわけですので、病院というところがその拠点になるのがいいのではないか。

それから、家庭や学校から離れている子供たちの場合は、24時間対応が必要だろうと。今、警察の多くは、夕方までテレフォン相談は終わってしまうのですけれども、24時間対応で、場合によっては、居場所も用意して、その子たちを包み込むというような対応が必要かと思っています。

全体として、より深刻な事態にならないための対策は、被害を与える側も厳しく取り締まる必要がありますが、被害が与えられそうになったり、与えられた青少年に対する保護、このことを最優先に考えていって欲しいなと思います。

それから、ひきこもり、ニートも似たような問題があると思いますが、具体的には東京都がこれまで取り組んでいる、サポートの様々なNPOへの支援ですね。これはぜひ、思い切って充実して欲しいなということが、率直に言って、結論です。

このニートやひきこもりの方を社会に参加させていく入り口が大変なのですね。1人の人に対して、何カ月も、場合によっては何年もかかるわけです。そのことを粘り強く働きかけてい

くというのは、これは行政だけでは到底できませんので、そのことで頑張っている実績のあるNPOの方々に、やっと今、アウトリーチなどの支援が始まったわけですけれども、さらにセンターを借りるにしても、なかなか家賃が大変だとか、それから、他に何か事業をやっていないと、とても持ち出しが多くて、事業が続けられないとか、そういうことで悩んでいると思いますので、それに対する財政的な支援も含めて、東京都が思い切ってそこに力を入れる。

せめて、まずは区市町村に1か所ぐらいずつは、必ずセンターがあるというような、ひきこもりの方が歩いて届くところにセンターなどを造っていくことに力を入れて欲しいなと思っています。

以上です。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

NPOの活動なども含めてお話いただきまして、ありがとうございました。

様々なご意見をいただきまして、本当にありがとうございます。こういったご意見を、しっかりこちらでも受けとめさせていただいて、具体的な議論を展開していきたいと思っておりますし、特に今回、専門部会、それぞれのご専門の委員の方々に構成いたしますので、こうした審議でも、今のご指摘をぜひ役立てていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に、第7の協議会の運営について、事務局のほうからご説明いただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

○重成青少年課長 今後の協議会の運営につきまして、ご説明申し上げます。

資料5をご覧ください。

「第31期東京都青少年問題協議会の運営について」でございます。

本協議会のもとに、学識経験委員により構成いたします、「児童健全育成部会」と「若者支援部会」の二つを設置いたしまして、別紙の委員構成といたします。今後は、児童健全育成部会を開催し、本年夏ごろの第2回総会での答申決定に向けて、「児童ポルノ等被害が深刻化する中での青少年の健全育成について」を検討、審議してまいります。

それ以降は、若者支援部会を開催いたしまして、検討結果を平成30年末の第3回総会に報告する予定でございます。

以上でございます。

○古賀副会長 それでは、よろしいでしょうか。

今、事務局のほうからご説明がございましたが、これに基づいて専門部会を設置させていた

だいて、そして、先ほどご説明があったように、日程を組み立てさせていただいております。

児童健全育成部会というほうは、今日、この後第1回を開かせていただくことにしたいと思っております。ご了承いただけるかと思いますが、よろしいでしょうか。

なお、こうした二つの専門部会で行いますので、取りまとめ役に関しましては、児童健全育成のほうの部会は、木村委員にお願いしたいと思っております。また、若者支援の部会につきましては、私、古賀にお任せいただきたいと思いますと思っております。

皆様、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○古賀副会長 それでは、専門部会の木村委員のほうから一言、ご挨拶いただければと思っております。よろしく願いいたします。

○木村委員 木村でございます。

大変僭越ではございますが、ご指名でございますので、健全育成部会のほうの取りまとめを努めさせていただきたいと存じます。今後ともよろしく願いいたします。

○古賀副会長 どうぞよろしく願いいたします。

それでは、この後、第8ということで、委員のほうからのプレゼンテーションをしていただく予定になっておりますが、若干、準備がございますので、その準備が整うまで、5分間ほど休憩をさせていただこうと思っております。今、1時40分ぐらいでしょうか。45分ぐらいまででよろしいですか、事務局。

では、5分ほどの休憩をさせていただきます。その後、坂元委員からのプレゼンテーションになります。よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。

(休 憩)

○古賀副会長 若干、予定しております時刻よりも早く進んでおりますが、その分、いろいろなご意見をいただければと思えます。

お待たせいたしました。ただいまから坂元委員によるプレゼンテーションをお願いしたいと思っております。

子供の発達の中での、先ほどからずっと何度も出ております自画撮りの問題、その被害の間



題もお話しただけると聞いております。よろしくお願いいたします。

○坂元委員 お茶の水女子大学の坂元と申します。

私自身は、社会心理学や情報教育、こういったものを専攻している者でございます。

今日は、自画撮り被害問題につきましてお話しするようにと、事務局からご依頼いただきまして、それでお話をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。座って失礼させていただきます。

今日の話の概要でございますけれども、五つの部分からなっております。

まず、「自画撮り被害の実態」について少し触れさせていただきます。その次に「自画撮り被害の概要」ということで、この問題についての一つの解説をさせていただきます。それから「子どもの発達過程と自画撮り被害」という話題を扱わせていただきます。

そして四つ目として、「子どもの知識不足と自画撮り被害」という話題を扱わせていただきます。そして最後に簡単なまとめを申し上げます。

まず、一つ目の「自画撮り被害の実態」ということでございます。

これは自画撮り被害の統計でございます。警察庁の「平成28年上半期の送致状況・被害状況」という資料から持ってきたグラフであります。自画撮り被害を受けた子供の数の統計でございます。それが年々増えていることを示すものであります。青が平成24年、赤が25年となっていまして、平成27年が黄色でございます。

また、平成27年ですけれども、順に20人、205人、147人、4人となっており、小学生からその他まで合計しますと376名ということでございます。もちろん、実情はもっと多いだろうと思われるわけでありまして。

次に、相談事例をご紹介させていただきます。「こたエール」でございます。これはまさに東京都が行っている、ネットと携帯に関する相談窓口でございます。電話、それからメールで相談を受け付けているわけでありまして。先ほどからお話がございまして、ここに自画撮り被害の相談が多数寄せられておりまして、その具体的なものを一つご紹介させていただきます。

これは、中学生女子からの相談でございますが、出会い系サイトで知り合った人とやり取りを始めた。最初に顔写真、次に顔と胸出しの写真を要求された。何度も断ったが、しつこく言われたので渡してしまった。そしたら、会おうと言われたので、渋々会った。私は関係を切りたいと思い、返信をしなかったり、非表示にしたが、しばらくしたら、この写真、ネットでは撒くよと言われ、前に渡した写真で脅された。という相談でございます。

ここで注目しなければなりませんのは、「しつこく言われた」であります。子供は執拗に要求されますと、しばしば性的写真を送ってしまうようでございます。

もう一つ注目しなければなりませんのが、「前に渡した写真で脅された」というところあります。ご案内のように、一旦、性的写真を送れば、それを材料に脅迫され、さらに要求が続くということになります。そして、材料はより強力ですので、要求もしばしばより過激なものにエスカレートしていくということになります。

これは今の相談の続きがございまして、怖くなってブロックし、削除、やり取りしていたアプリ自体も初期化し、削除した。ネットのどこかで自分のあの写真がばら撒かれているのではないかと思うと、怖くて怖くて仕方ない。もし、これが学校や友達、親の目に入ったら、もう生きていけなくなると深く考え込んでしまう。また、将来、何かしらの形で再会してしまったらどうしようなどと考えてしまう。警察に相談しようかと思ったが、こんなことの相談だと流されるのではないかと、結果的に、親に知られたら家を追い出されるのではないかと思うと相談できていない。

このように、「怖くて怖くて仕方ない」「もう生きていけなくなる」「どうしよう」と、送信後、深い恐怖と不安を感じるということになるわけでございます。そして、流されるとか追い出されるといように、誰にも相談できず、孤独の中で悩み続ける子供の姿というのが見えるのでございます。

次に、「報道の事例」ということでございます。事件報道はたくさんなされているわけでございますが、要約したものを幾つか紹介させていただきます。

一つ目でございますが、読みます。

「40代男性は、男子大学生になりすまし、女子小中高生ら約1,600人と無料通話アプリ上で知り合い、うち約130人にわいせつな画像を送らせた。」ということでございます。加害者が多数の子供に接触していることを示す事例でございます。

二つ目の事例でございますが、「30代男性は、インターネット上で知り合った女子中学生に対し、裸の写真を無料通話アプリで数回にわたり送信させたうえ、ホテルで会い、淫らな行為に及んだ。」ということでございます。被害が性暴力被害にまで至る事例ということでございます。

それから三つ目の事例でございますが、「40代男性は、仲間から手口を聞いて、小学生の女兒に無料通信アプリの有料スタンプを贈り、見返りに裸の画像を送らせた。逮捕後、男は『小遣

いが少なく、正常な判断ができない小学生を狙った』『他にも女兒5、6人に有料スタンプをプレゼントし、裸の画像を送らせた』『スタンプを10個も送りつけたら、ほぼ間違いなく画像を手に入れられた』と供述。」ということでございます。

手口情報を共有していることでありますとか、画像取得というのが容易であるということになるわけでありまして、

以上で、実態の話は終わりでございまして、次の話題に移りたいと思います。それは「自画撮り被害の概要」ということございまして、多少の解説をさせていただきます。

まず、「加害者の手口」というものを簡単にまとめさせていただきます。これは多様なものがあるところでございます。

まず、執拗に要求する。執拗に要求され、性的写真を送ってしまった子供が多いようでございます。また、加害者も執拗に要求すれば送ってくると思っているようでございます。

それから脅迫する。様々なものが脅迫の材料となります。まず、性的写真でございます。性的な写真を一旦送りますと、それをばら撒くと言って、より過激な要求を呑ませようとしてくることになります。

これは、既に性的写真がある場合の脅迫でございますが、それを得るための脅迫としては、例えば顔写真でございます。顔写真であっても、出会い系サイト等、子供にとって怪しげなところにばら撒くぞと言われると、それでも子供はおののきまして、脅迫材料になるということでございます。

さらには、全く虚偽の情報、例えば、あなたは援助交際をしていると、そういう噂を流すぞということもまた、脅迫材料になるということでございます。

それから、次の手口でございますが、金銭や物品、例えばスタンプとかアイドルのコンサートのチケットでありますとか、こういったものを渡すと約束して写真を送らせるというものがございます。

それから、なりすましです。例えば同性になりすます。例えば同年代の女子になりすまして、体の相談がしたいということで写真を交換しよう持ちかけて写真を送らせます。

それから、魅力的な男性になりすまして恋愛気分を高めて相手に気を許させたり、相手を喜ばせたいという気持ちにさせて写真を送らせるというものでございます。

それから、加害者のほうから、まずは性的写真を送りまして、お返しに送り返さなければならぬという気持ちにさせて、写真を送らせるというものもございます。

それから、要求のエスカレートということでございます。例えば、最初は顔写真だけを入手するということをいたします。入手できるとそれを材料に脅迫をして、今度は下着の写真を入手するということです。下着の写真を入手すると、今度はそれを材料にして裸の写真を入手するということで、今度は裸の写真を入手すると、それを材料にして会うことを要求していくというようにエスカレートしていくという手段でございます。

それから、大勢の子供にアプローチするということ。加害者はしばしば大勢の子供に接触しております。その中には、必ず送り返す子供がおりまして、入手しようと思えば、それは難しくないという実態があるところでございます。

こうした性的写真を送ってしまったことによる帰結ということでございますが、これで脅迫は終わらずに、さらなる脅迫が続くということでございます。それから、そうした脅迫による要求は、しばしばエスカレートしたものになってくるということでございます。

そして一旦、性的写真を送ってしまえば、それは腐ってなくなるというようなことはないわけでありまして、半永久的に残るものでございます。コピーされて、他の人に渡っていけば、本当にこの世から抹消することは無理だということになってまいりまして、いつ何どき、それが悪用されるかわからないということになるわけでありまして。

こうした実体的な被害だけではなくて、子供は送信の後、それに伴って大きな心理的な苦痛を受けるということになってきます。恐怖、不安それから何でこんなことをしてしまったのかという後悔でございます。そして誰にも言えないという、そういう状況になります。

こういったことが長期にわたるという話でございます。

自画撮り被害というのがなぜ生じるかということの理由でございますが、三つ挙げさせていただければと存じます。

一つ目の理由として挙げさせていただきたいのは、インターネットにはこうした写真送信を招く特性があるからということでございます。その特性とは、まず、当然ながら簡単な操作で画像が送れる技術であるということでございます。

それから二つ目でございますが、スマートフォンなど、モバイル機器を使えば、誰からも気づかれず、被害者は加害者に写真送信ができるということでございます。

それから、身元を明かさずにやり取りができるということで、自分が誰だか判らなくて問題は起きないだろうと安心して写真を送ってしまうということも考えられます。

二つ目の自画撮り被害の理由は、自画撮りの日常化ということでございます。インカメラと

いいますのは、撮影者側に向けたカメラでございます。要するに、自画撮りできるカメラです。これが近年、性能が向上しております。それから、写真の加工アプリが発展しております。こういったことが自画撮りの容易さとか、楽しみを増しているということがございます。

それから、写真を共有しやすいSNSというものが登場してきております。それから、自撮り棒のようなものも登場しているわけでございます。こうした自画撮りに関する技術的な発展によりまして、いわば自画撮り文化が浸透して、自画撮りが当たり前の日常的なものになっていると思われれます。そのため、子供が自分の写真を気軽に発信しようとする構えを持っているのではないかと思われるのでございます。これが二つ目の理由でございます。

今までは、被害者側の理由を挙げてまいりましたが、加害者側の理由というのも考えられます。それが加害行為を招くインターネット特性ということでございます。インターネットを使えば、大勢の人に接触できるわけでございます。それから、被害者のほうは、自分が誰だか判からなだろうと思って発信するわけでありましたが、インターネットの中にはいろいろな情報があつて、それをつなぎ合わせれば、被害者が誰だか特定できるということは少なくないわけでありまして。相手が特定できれば、それは強い脅迫の材料になってまいります。

それから、マニア同士でやり取りをしているようございまして、性的写真や、手口の情報を交換しているわけでありまして。こうしたことが楽しみを増幅したり、そういった写真集めを鼓舞したり、容易にしていると考えられるところでございます。こうしたグループはインターネットがなければ成立しそうもないものであります。

以上が自画撮り被害の概要の話題でございました。

次の話題に進ませてくださいたいと存じます。「子どもの発達過程と自画撮り被害」ということでございます。今、子供が自画撮り被害を受けてしまう理由として幾つか挙げましたが、さらにもう一つの理由として、子供の青年期における発達の特性があるのではないかという内容でございます。

その青年の発達の特性ということでございますが、青年期、ここでは13～18歳を指しますが、青年期にはリスク志向行動が盛んになるとされております。リスク志向行動と言いますのは、後でダメージを受ける可能性が高い行動でございます。例えば、万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪や、避妊をしない性行為など、たくさんございます。

こうしたリスク志向行動が盛んになることについては、これは青少年の発達の特質によるという指摘がございます。特に、情動反応性と自己統制の発達のスピードが異なっているために、

そこに非バランス状態というものが生じているからであるということでございます。

自画撮りなどの行為もリスク志向行為と言えるものでございます。将来のダメージというの  
があり得るものであります。ということで、自画撮り行為も青年の発達の特質に影響されてい  
ると考えられるわけでございます。この非バランスについて少し説明をさせていただきます。

まず、情動反応性のほうでございますが、これが思春期にピークになると言われております。  
脳科学とか心理学などの研究によりまして、ピークになると指摘されております。思春期とい  
うのは中学生を中心とする数年間ということでございます。

情動反応性であります。これは強い情動を感じて、生理的、行動的反応を起こすというこ  
とでございます。これまでの研究の結果から、ここに書いてありますが、青年期はストレスと  
ドーパミンの影響が強まる時期であるとされております。ドーパミンと言いますのは、快感情  
をもたらす脳内物質でございます。すなわち、青年期はストレスから離れて、心地よいものに  
近づく欲求、これが強まる時期であると考えられているわけでありまして。

実際に、このSpearという研究者、ニューヨーク州立大学の行動神経学者でございますが、青  
年というのはstress-sensitive dopamine system、すなわち、ストレス感受的ドーパミンシス  
テムという脳身体システムをもっていると表現をしております。そしてSpearは、これらは動物  
種を越えた傾向であると、人間だけではないと言っております。

これはその辺りのことを支持する研究結果のグラフを持ってきたものですが、特に解説はい  
たしません。

もう一方の、自己統制のほうでございますが、自己統制というのは欲求を抑えて、すべきこ  
とをするということでございます。この自己統制のほうの成熟が遅くて、成人期以降までずっ  
と延び続けます。逆に言えば、成人からすれば、青年の自己統制というのは成熟していないと  
いうことになるわけでございます。

自己統制で大事なことは、一つはもちろん行動抑制でございまして、青年はこれをしないと  
いうことでございます。

それからもう一つ重要なのが、将来価値割引ということでございます。これはどういうこと  
かと言いますと、今すぐに1万円が得られるのと、1年後に1万円が得られる場合、普通は今、  
貰えるというほうを選ぶわけでございます。1年後の1万円というのは過小評価していること  
になります。これを割引と言っております。

しかし、今の1万円と、1年後の2万円なら、割引しない人は、将来の2万円のほうをとる

かもしれません。ですから、これは個人差とか状況を反映する変数ということになるわけであり  
ます。

青年は、割引率が大きいと言われております。つまり、将来の価値を小さく見るということ  
です。また、未来結果予期と書いておりますが、もとより未来の結果がどうなるかよく考えよ  
うとしないと言われていたところがございます。こうして青年は、現在の報酬に対して将来の  
価値を重視しないということが言われているわけがございます。

次がまとめてあるところですが、このように青年期には、情動反応性が高まったのにもか  
かわらず、自己統制の成熟が途上であることから、リスク志向行動が顕著に見られることにな  
るということがございます。これが非バランスということの話でございます。

なお、一般的な知能、例えば言語能力とか、数的能力とか、論理性、これは早く成熟しまし  
て、思春期には成人に近づく状況になります。ですから、リスクについて理解はできたとし  
ても、強い情動があった状況では、適切な判断や行動ができないということであると考える  
わけがございます。

また、知能の成熟が早いということは、大人に対して子供が、リスクについてはよく解るの  
に、なぜリスク志向をとってしまうのかということについて不可解な印象をしばしば与えるも  
のとなってくるのでございます。

これも研究結果のグラフですが、省かせていただきます。

今のような青年期の発達の特性であります。それが生得的であるというふうに捉え得ると  
いうこととともに、進化論的な説明が可能という内容の話をさせていただきます。

まず、青年の特性が生得的なものであるという理由として、このようなものが挙げられます。

第1に、青年の特性というのは、脳神経科学研究によって、脳を中心とする身体構造からも  
認められるということがございます。社会文化的影響というよりも、身体構造的な特性を多分  
に反映しているだろうということがございます。

それから、ほかの生物でも同様の傾向が見られるということがございます。

それから、生得的であれば、進化的な意味があるはずということになるわけですけれども、  
実際に進化論的な説明が可能であるということがございます。その進化論的な説明ということ  
ですが、リスク志向行動につきましては、Spearなどが言っておられることではありますが、なぜ  
青年がリスク志向行動をするかという、この時期というのは家族から離れて危険のある新し  
い土地に行って繁殖するということが求められる、そういう時期であると論じられているわけ

です。それが積極的にできるという種が適者生存してきたということでございます。個体にリスクがあって多少犠牲になっても、それでも種全体としてはリスクをとって広がって行って、新しい土地で繁殖していくほうが強い種であって、そういった種が生き残ってきたということでございます。

それから、青年期の将来価値割引の割引率が大きいというのは、これが青年にとっては成長を優先することが重要であるからだというところでございます。

今、目の前にある食料を温存しないで消費してしまうとか、外敵に襲われる可能性はあるけれども、食料を得やすい場所に行くとか、そういったことについては、まず、成長できるのであれば食料を得て成長してしまうほうが、自分が強くなりますので、個体の生存には有利であるということでございます。

このように、青年の特性はもともと適応的な意味があったと説明できるということから、これは生得的であるという言い方を強めることができるということでございます。ただし、適応的でありましたのは、あくまで原始時代でありまして、かつてとは、環境、社会が大きく変わっているわけですし、むしろこの特性の不都合さが大きくなって行って、それが問題を引き起こしていると考えられるということでございます。

変わった点というのは、まずは寿命の長期化でございます。将来が長くなって、その都合を考える必要が増えてきているということ。もう一つが安全の重視ということで、青年がリスク志向をとることは種としては有利でも、一人でも個体にリスクがあって、もし犠牲になるなんてことになれば、それは受容できないというのが現代の価値観であるということでございます。

これは、こうした進化的説明の具体的な資料として持ってきたものでございますが、動物行動学の著名な研究者でおられます長谷川真理子先生が書かれていたものでございます。読みます。なお、時間割引率という言葉を使っておられますが、先ほどの将来価値割引と同じ意味でございます。

「時間割引率が高い。青少年は自分自身の成長のために、食欲に資源を得ていかねばならないライフステージなので、成人よりも「今、ここ」を重視するよう、進化的につくられているのである。そこで万引きや喧嘩などの衝動的な犯罪の率も、青少年の方が成人よりも高い。今欲しいものを手に入れること、今競争に勝つことが、将来の他の喜びよりも重要だからである。」ということでございます。

以上のような青少年の発達の特性について、とりわけ具合が悪くなりますのが、自画撮り問



題であると考えられます。

自画撮り被害の問題では、被害者は加害者から執拗な要求や脅迫を受けるわけでございます。これは不快感情を高めるわけです。そして、それを何とか回避したい。送ってしまえばすっきりして快感が来る。こういう気持ちになるわけです。それから、恋愛気分が高まっている場合などでは、相手からの評価が高まるとか、相手との関係性が向上するという思いから、写真を送ることに対する快感は強いものになります。いずれにせよ、快感を強く求めていくという状況が発生するというところでございます。

冷静なときであれば合理的に考えられても、こうした情動や欲求による混乱が高まった状況では、将来の結果を重く捉えないという、元来の傾向が顕在化すると見られるわけでございます。すなわち、ますます将来を重く捉えないということになると考えられるところでございます。

このように、自画撮り被害というのは、情動が強い場面で生じ、また、とりわけ将来におけるダメージが大きい問題であるわけです。長く危険と悩みが続く問題でございます。ですから、青年期の特性がとりわけ不適合的に働く問題だと考えられるということでございます。

こうした青少年の特性ということが生得的なものであるとすれば、これは致し方がないことですので、教育啓発というよりも、リスクに触れさせないという安全な環境提供というのが効果的だということになってくるわけでございます。

そうした安全な環境提供を重要とする見解として、テンプル大学のSteinberg先生、著名な方ですが、が書いておられます。

「なぜ青年がとりわけリスク志向行動をするかの理解は長く心理学者の課題となってきた。青年がリスク志向行動を示すのは、非合理性や無知のためには見えない。発達神経科学の知見に基づけば、青少年に刺激を求めさせる思春期と、認知統制システムの未成熟とのギャップが、リスク志向行動を起り易くさせている。この見方は、なぜ教育的介入があまり効果的でなかったのかを説明し、青年のリスクに関する考え方を変えるよりも、リスク志向行動が起こる文脈を変えることがより有用であることを示唆する。」ということでございます。文脈を変えるというのは、この自画撮りの問題で言えば、安全な環境提供と噛み砕けるものと存じます。

最後に、「子供の知識不足と自画撮り被害」という話題について、お話ししたいと思います。

これは、安全な環境提供ということだけではなく、教育啓発、これも無視できないという内容でございます。

今、安全な環境の提供ということを申し上げましたが、具体的には次のようなことがあり得ることになります。

例えばフィルタリングです。危ない出会いの場を遮断するという。それから、監視システム。子供がやり取りする場では監視によって危険なやり取りをチェックするという。

それから法規制。例えば、加害行為を抑止するための法規制を強化するというようなことが考えられます。

ただ、こうした安全環境提供であります。弊害もあるところでございます。まず、一つ目として思考停止を招くということがございます。仮に子供を危険な状況から離すということをしたとしても、これにはどんな抜け穴があるかわからないわけでございます。万一、子供がリスクに遭遇したときに、もともと危険な状況から離れて思考停止していたら、判断力が育っていないということになるわけです。むしろ、それはかえって危険な状況だということになってまいります。

それからもう一つ、学問のほうでも生得論ばかりではなく、経験や学習によって、リスク低減できるという指摘があります。学習論でございます。これも存在しております。環境提供だけということではそちらを無視することになるということでございます。

実際に、まだまだ子供の自画撮り問題についての知識や認識の不足が心配され、改善可能に見えるということでございます。現実には、被害者の中には、自画撮りというのがこういう問題を起こすということを全く認識していなかったという子供がいるわけでございます。それから、社会調査からも自画撮りの危険性について、かなり楽観視しているように思われる結果が出ているということでございます。そういったことから、教育啓発は無視できないとも考えられるということでございます。

こちらが、経験と知識を重要とする学習論の見解の一つでございます。Daniel Romerというペンシルバニア大学の研究者が書いておられますが、

「発達神経科学の最近の知見は、青年の脳は、青年期に増加する衝動的な動因を統制できるほど成熟していないことを示唆している。しかしながら、リスク志向行動は、長期の利益のために我慢ができるようにする経験を提供する。自己制御について完全に理解するためには、脳の成熟という普遍的な傾向によっては説明されない個人差を考えなければならない。」ということでございます。脳の成熟によっては説明されない部分がある。それは経験であり、知識であり、学習であるということでございます。

もう一つ、こんなふうにも書いておられます。

「青年期のリスク志向行動は、衝動性に結びついている。しかしながら、目標に対する行動や持続性の統制を増加させることによって、衝動性の影響を減らせるように見える。衝動性の一つの形である刺激追求は、青年期に劇的に増加し、青年のリスクを増加させる。しかしながら、青年期における脳発達の限界が、衝動性の統制を阻害するとする仮説に関する知見をレビューしたところ、こうした限界は大きくはない。むしろ、経験の不足が脳の構造的限界よりもはるかにリスクをもたらすと考える。」というところでございます。

このように生得論と学習論は、一応対立しておりますが、それほど激しいとは見えないところでございます。それは、お互いに相手が全くないとは見ていないと、それぞれを無視することもできないと考えているからに思われます。

また、自画撮り被害の深刻さにかかわらず、実際に被害に遭うまではかなり楽観的な見方をしている人が多いようでございます。

これは、情報処理推進機構、IPAが行った調査でございまして、性的画像送信に対する楽観というのを感じさせるデータということでございます。

ここに書いてございますが、「SNSで性的な写真や動画を撮影して投稿した」行動のことを、問題がある行為であると思うかどうか、ということをお答えさせたものでございます。そうしますと、パソコン利用者では45.1パーセント、スマートデバイス利用者では47.1パーセントしか問題があると回答していません。本当なのかなと思うのですが、こういう数字が出ております。半分に満たないということでございます。

しかも、2015年度は、パソコン利用者のほうにはこの質問は聞いていて、スマートデバイスのほうには聞いていなかったということですが、2016年度では56.3から45.1にむしろ下がっている状況にございます。

10代の子供については、パソコン利用者では年長者より数字が低いですが、スマートデバイスではむしろ多いぐらいで、子供の楽観が特に強いかどうかは何とも言えないのですが、いずれにしても、子供の知識、認識ということについても心配な数値であり、大いに改善可能なものに見えるわけでございます。

最後、簡単なまとめでございまして。ここに書いてあるとおりなのでございますが、近年、子供の自画撮り被害が多く見られております。その理由としては、(a) 加害と被害の両面を促すインターネットの特性、(b) 自画撮り文化の浸透に加え、(c) 青年のリスク志向行動を導く

生得的特性があると考えられます。また、(d) 子供の知識や認識の不足も懸念されるところでございます。

自画撮り被害の問題に対応するためには、安全な環境の提供と、教育啓発のどちらの取組も無視できないと考えられるということでございます。

以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

自画撮り被害というものの実態を教えていただくと同時に、その背後にあるライフステージとリスク志向の行動のありようという、心理学的なあるいは社会生物学的と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、そういった今の知見も教えていただき、かつ、学習論の位置づけというのも教えていただきました。何かご質問があれば、せっかくの機会ですのでどうぞ。いかがでございましょうか。

どうぞ。

○坪井委員 ありがとうございます。

とても貴重なお話を伺うことができ、大変感謝しております。

もし、先生がご存じだったらということなのですが、先ほどの学習の重要性ということなのですが、例えば子供たちにそうした自撮り画像の送信の危険性というようなことを教えたことによって、その被害を回避することができる子供が増えるというような、そういったデータやあるいは実践とか、そうしたものに関してはないのでしょうか。

○坂元委員 少なくとも効果を評価した研究というのは知らないです。見たことはございません。実践はあり得るとは思いますけれども、この問題に特化したものは具体的には思いつかないところです。少なくとも、いろいろな啓発の中で話題にしたり、啓発のコンテンツの中に入れていくということはあるところでございます。

○古賀副会長 よろしいですか。

そういう学習の実践はあるだろうということですが、他にいかがでしょうか。

どうぞ。

○吉田（善）委員 吉田でございます。

自己制御、リスクという点なのですが、現在、小学生のうちからネット依存という言葉が出てきているかと思えます。そこと自己制御との因果関係というのはおありかと思えますか。

○坂元委員 依存の原因の一つが自己制御の不足であるということは指摘されているところかと存じます。

楽しいことをしてしまうとなると、そのことによって学習時間が削られたり、しなければならぬことができなくなるわけですが、そういうことを無視してしまうわけです。また、ゲームは楽しい、ネットは楽しいということで気持ちが盛り上がるという情動反応性からの影響もあるということでございまして、青年期の特徴がよく当てはまることの一つだという指摘はございます。

○吉田（善）委員 ありがとうございます。

○古賀副会長 よろしいでしょうか。いかがでしょうか。

一つだけいいですか。5ページのところの「性的画像送信に対する楽観の姿勢」というページのところを見せていただいたときに、一つ教えていただきたいなと思ったのですが、「投稿するのは問題がある」と思う人のパーセンテージ、でよろしいのですね。

○坂元委員 そうです。

○古賀副会長 ですから、投稿してしまうのはよくないなと思ったということでもよろしいのですか。

○坂元委員 回答する人がどう解釈したかはわからないのですが、とにかく問題があると思う行為かどうかということを知っています。

○古賀副会長 そうなのですか。

○坂元委員 そうでしょうね。投稿したということが問題のある行為であるかと。

○古賀副会長 その場合、10代のスマートデバイスの利用の方は、全体の割合は低いのですが、逆に高く問題だと思っているようになってきているかと思うのですが、そうではないのですか。その割合だけ比べると。

○坂元委員 そうです。むしろ、10代のほうが、問題があると考えていて、楽観していないということになります。ですから、子供のほうが一概に楽観的とは言えない。パソコンのほうは楽観的という数値なのですから。

○古賀副会長 興味深いですね。むしろ、なぜこの人たちは楽観的ではないのにしてしまうのだろうと、非常に思います。

○坂元委員 それが先ほどから申し上げました、冷静なときであれば、合理的な判断はできても、何か情動的な状況になると、それができなくなるというのが青年の特性であるということ

でございます。

○古賀副会長 わかりました。他によろしいでしょうか。

それでは、大変充実したプレゼンテーションをしていただいた坂元委員に、今一度拍手をお願いできればと思います。どうもありがとうございます。

(拍手起こる)

○古賀副会長 それでは最後に、事務局のほうから連絡事項などありましたら、お願いしたいと思います。

○重成青少年課長 先ほどのご説明にもございましたとおり、この後14時32分ぐらいですかね、第1回児童健全育成部会を開催いたしたいと思います。部会委員の方はご出席いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、少々席の移動をさせていただきたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○古賀副会長 どうもありがとうございました。

皆様のご協力で、非常に円滑に1回目の総会を進めさせていただきました。ありがとうございます。

これをもちまして、第31期「東京都青少年問題協議会」の1回目の総会を閉会させていただきたいと思います。今後ともぜひ、委員の皆様、幹事の皆様、ご協力をよろしくお願いいたします。

どうもありがとうございました。